

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	「国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則案」について	令和 8 年 7 月 9 日 長 官 官 房
1 改正の趣旨 令和 8 年 5 月に行われた「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）の一部改正を受け、国家公安委員会行政文書管理規則（平成23年国家公安委員会規則第 8 号）について所要の規定の整備を行うもの。 2 改正の概要 別表第 1（行政文書の保存期間基準）及び別表第 2（保存期間満了時の措置の設定基準）を統合するとともに、これに伴う規定の整備を行う。 3 施行日 令和 9 年 4 月 1 日 ※ 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第 3 項の規定に基づき内閣総理大臣との協議を経た上で制定、施行 4 その他 本規則は、行政手続法（平成 5 年法律第88号）第 4 条第 4 項第 1 号（組織について定めるもの）に該当することから、意見公募手続を実施しない。		

公安委員会 説明資料No. 2	令和8年版警察白書（案）について	令和8年7月9日 長 官 官 房
1 第1部（特集・トピックス） (1) 特集（1ページ～） 「深刻化するサイバー空間の脅威と警察の新たな展開」 設置から5年の節目を迎えるサイバー特別捜査部（設置当初はサイバー特別捜査隊）におけるこれまでの取組について振り返るとともに、能動的サイバー防御の導入に向けた警察の取組や今後の展望について紹介する。 (2) トピックス（27ページ～） I 匿名・流動型犯罪グループ対策 II ドローンをめぐる警察の取組 III 優秀な人材の安定的な確保に向けた取組 IV 警察における情報システムの合理化・高度化に向けた取組 2 第2部（本編）（45ページ～） 第1章 警察の組織と公安委員会制度 第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動 第3章 サイバー空間の安全の確保 第4章 組織犯罪対策 第5章 安全かつ快適な交通の確保 第6章 公安の維持と災害対策 第7章 警察活動の支え		

深刻化するサイバー空間の脅威と警察の新たな展開

第1節 重大サイバー事案に対処するサイバー特別捜査部

- 1 サイバー特別捜査部の設置に至るまでの警察の取組の軌跡
 - (1) 令和4年（2022年）の警察法改正までの主な組織改正と法令の制定
 - (2) 令和4年の警察法改正以降の主な組織改正
- 2 設置から5年目を迎えるサイバー特別捜査部の取組
 - (1) 国際連携の中での特徴的な取組
 - (2) 匿名性の打破に向けた取組
 - (3) 捜査支援
- 3 捜査のための基盤整備
 - (1) 人材確保
 - (2) 人材育成
 - (3) 資機材の整備と新技術の導入

第2節 能動的サイバー防御の導入に向けて

- 1 重大なサイバー攻撃の発生と対処事例
 - (1) 重大なサイバー攻撃の発生事例
 - (2) 重大なサイバー攻撃への対処事例
- 2 日本における能動的サイバー防御の必要性の高まり
 - (1) 国内のサイバー空間における治安課題
 - (2) サイバー対処能力強化法及び同整備法の成立
- 3 強化法及び整備法
 - (1) 強化法及び整備法の全体像
 - (2) 改正警職法によるアクセス・無害化措置
- 4 施行に向けた警察の取組

第3節 今後の展望

- (1) 検挙に向けた取組
- (2) 未然防止・拡大防止に向けた取組
- (3) 基盤整備に向けた取組

公 安 委 員 会 説明資料No. 3	「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」について	令和 8 年 7 月 9 日 警 備 局
1 経緯等 第221回国会において、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第47号。以下「改正法」という。）が成立し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第 9 号）第 3 条の 2（対象特別要人所在施設の指定等）の規定が新設されるところ、改正法が付託された衆議院及び参議院の内閣委員会において、対象特別要人所在施設について、「あらかじめ指定基準を定める」とともに、「必要な限度を超える規制とならないようにすること」を求める附帯決議がなされたもの。 2 改正概要 附帯決議を踏まえ、小型無人機等の利活用に配慮しつつ、必要最小限の規制とする観点から、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第 9 号）において、警察庁長官が対象特別要人所在施設として指定することができる施設の基準を次のとおり定めることとする。 ○ 天皇又は内閣総理大臣が出席する行事（屋外で行われるものに限る。）が行われる施設 ○ 天皇又は内閣総理大臣が 3 時間以上滞在する施設その他小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが特に必要であると認められる施設 3 今後の予定 改正法の施行の日（令和 8 年 7 月14日）から施行		

公安委員会 説明資料No. 4	「経済財政運営と改革の基本方針2026」 等政府決定文書について	令和8年7月9日 長官官房
1 概要 ① 経済財政運営と改革の基本方針（「骨太の方針」）2026 経済財政運営の基本方針及び令和9年度予算編成の基本的な考え方 ② 日本成長戦略 高市内閣が打ち出した経済政策及び成長戦略であり、17の戦略分野と8の分野横断的課題への対応を定めるもの 2 主な警察庁関連項目（（ ）内は掲載文書） ○ 新技術を悪用した犯罪やCBRNE等の抑止・対処、トクリュウ撲滅に向けた「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」の推進、ストーカー対策、不正薬物対策、金地金・現金等の密輸取締り、警察の体制整備、防犯カメラ増設に向けた働き掛けの強化（①） ○ マネロン対策、経済安全保障等への対応、犯罪被害者等支援、交通安全対策、クマ被害への対応（①） ○ 一部の外国人による違法行為等の問題行為への厳然たる対応（①） ○ 良好な自転車利用環境の整備・活用（①） ○ 自動運転、ライドシェアへの必要な取組推進（①） ○ サイバー対処能力強化法等を着実に実施するための体制整備を行うとともに、国家安全保障の観点からサイバー空間での情報収集等の在り方を検討（内閣官房・内閣府、警察、防衛省・自衛隊が三位一体となって中核的な機能を担う体制を整備）（①・②） ○ インテリジェンス強化（①）、偽・誤情報への対策（①・②） ○ 警備業等に関する契約の適切な価格転嫁推進を目的とした調査・価格基準の適用の徹底（②） ○ AIの活用、サイバーセキュリティ、国土強靱化等（①・②） 3 今後の日程 近日、閣議決定予定		

公 安 委 員 会	行 政 事 業 レ ビ ュ ー に お け る	令 和 8 年 7 月 9 日
説 明 資 料 No. 5	公 開 プ ロ セ ス の 結 果 に つ い て	長 官 官 房

1 概要

各府省庁自らが、事業ごとに予算の支出先、使途等を把握し、EBPMの手法等を用いて、事業の内容や効果の点検を行う「行政事業レビュー」において、6月24日、下記2事業について外部有識者を交えて公開の場で点検を行った。

(1) 総合的な特殊詐欺対策の推進

特殊詐欺の被害防止のため、犯行利用電話番号への警告等を行うとともに、被疑者の検挙に向けて資機材等借上、通翻訳謝金等の経費を措置し、もって、特殊詐欺対策を推進するもの。

外部有識者からは、

- ・ 犯罪は日々進化しているので、ターゲットや手口に合わせた方策を検討していただきたい。
特に、若年層にまで被害が広がっているとすると、若年層に届く広報を行っていく必要がある。
- ・ 国際電話による詐欺防止のために、国際電話の利用を申し込んだ者だけが利用できるようにしたりするなど、抜本的な対策をすべきではないか。

等のコメントがあった。

(2) 交通警察活動における広報啓発等

国民の交通安全意識の向上を促し、もって、交通事故の抑止及び被害軽減を図ることを目的として、広報啓発コンテンツやポスター・リーフレット等の作成を実施するもの。直近の令和6、7年は、交通事故件数が増加傾向にある、「ながらスマホ」、「外国人」を取り上げて啓発を実施。

外部有識者からは、

- ・ 広報活動の目的は「認知」であり、認知した後の「行動」も含めて効果を測定すべき。
- ・ 訴求対象によりよく伝わるよう、インターネットやデジタルデバイスを使った広報啓発を積極的に進めるべき。
- ・ 訪日外国人に向けた広報啓発等について、リーフレットは言語別に作成し、配置する場所と部数を再検証すべき。

等のコメントがあった。

2 今後の予定

8月上旬 外部有識者による国家公安委員会委員長に対する書面講評

9月上旬 行政事業レビューシートの公表

公 安 委 員 会 説明資料No. 6	「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく再発防止処分請求に関する警察庁長官の意見陳述について	令和8年7月9日 警 備 局
1 経緯 ○ オウム真理教主流派Alephは、令和5年3月21日から現在まで、合計7度にわたり団体規制法第8条の再発防止処分に付されており、施設の全部又は一部の使用及び金品等（お布施等）の受贈与が禁止されている。 ○ Alephは、再発防止処分決定以降も、依然として観察処分に基づく要報告事項のうち構成員や資産等の一部不報告を続け、公安調査庁の書面による是正指導にも応じていない。 ○ 公安調査庁は、現在の再発防止処分の期限である令和8年9月20日以降も引き続き同処分に付する必要があると認め、改めて、公安審査委員会に再発防止処分を請求する方針を決定。 ○ 同法第12条第2項において「公安調査庁長官は、再発防止処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする」と規定されていることを踏まえ、令和8年6月18日付けで、公安調査庁長官から意見照会がなされたもの。 2 再発防止処分の内容（令和8年9月21日から6か月間） ○ 施設の全部又は一部の使用禁止 全部使用禁止～4施設、一部使用禁止～11施設 ○ 金品等の受贈与の禁止 3 警察庁長官の意見 当該団体に関し、再発防止処分を請求することについて意見はない。 4 今後の予定 7月24日、公安調査庁長官が公安審査委員会に再発防止処分を請求予定		

公 安 委 員 会 説明資料No. 7	電子商取引（ＥＣ）サイトにおける不正取引防止等を目的としたＥＣ事業者との情報連携に関する協定の締結について	令和 8 年 7 月 9 日 サイバー警察局
1 経緯等 (1) 背景 ＥＣサイト上における不正取引が後を絶たないことから、ＥＣ加盟店等と警察が連携した被害防止への取組が課題であった。 (2) 有識者会議の提言 令和 6 年 3 月、有識者会議が取りまとめた「キャッシュレス社会の安全・安心の確保に関する検討会報告書」において、「ＥＣ加盟店等との情報連携の強化」が盛り込まれた。 (3) 国民を詐欺から守るための総合対策2.0 (2)を踏まえ、令和 7 年 4 月に決定された標記総合対策においても「ＥＣ加盟店等との情報連携」が盛り込まれた。 (4) 個人情報保護法ガイドラインＱ＆Ａの改定 (3)を踏まえ、個人情報保護委員会と調整した結果、令和 7 年 6 月、ＥＣ事業者が不正取引に関する個人情報を一定の場合に警察に提供することができる旨「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するＱ＆Ａ」に追加された。 (5) ＥＣ事業者との協定の締結 これらを踏まえ、ＥＣ事業者 3 社と協議を行った結果、本日付で、不正取引防止等を目的とした情報連携に関する協定の締結に至ったもの。 2 協定の概要 ＥＣ事業者から提供された不正取引に関する情報を捜査に活用するほか、警察の分析により判明した情報をＥＣ事業者に還元することで、ＥＣ事業者において効果的な被害防止対策を講じることを可能とするもの。 3 協定締結ＥＣ事業者 ○ 株式会社メルカリ ○ ＬＩＮＥヤフー株式会社 ○ 楽天グループ株式会社 4 開始時期 本日から運用開始		